証券コード：4257
2023年３月８日

株　主　各　位

東京都中央区新川一丁目17番22号
エヴィクサー株式会社
代表取締役社長CEO　**瀧　川　　淳**

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記当社ウェブサイトに「第19回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.evixar.com/ir

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年３月28日（火曜日）午後６時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2023年３月29日（水曜日）午後３時（受付開始　午後２時）

２．場　　所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館９階　第８会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第19期（2022年１月１日から2022年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

第２号議案　ストックオプションとしての新株予約権の発行の件

４．招集にあたっての決定事項

議決権行使書により議決権を行使される場合において、各議案に対する賛否を表示されないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
◎株主総会の決議結果につきましては、決議通知の送付に代えて、同ウェブサイトに掲載いたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染再拡大の影響を受けつつも、ワクチン接種の普及が進み行動制限が緩和されたことに伴い、景気には緩やかな持ち直しの動きが見られました。一方で、ウクライナ情勢における地政学的リスクの高まり、エネルギー価格の上昇や原材料供給の不安定化に加え、海外でのインフレ抑制のための利上げによる急速な円安といったマイナス要因が顕在化し、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く経営環境については、引続き新型コロナウイルス感染症による外部環境の影響を一定程度受ける中ではありましたが、オンライン配信ライブ等のWithコロナの環境下における新たな需要や既存サービスのDX（デジタル・トランスフォーメーション）化への取組み機運の高まりに加えて、コロナ禍の状況にあってもSDGs（持続可能な開発目標）への事業的な取組みは国内においても着実に定着しつつあり、Withコロナ/Afterコロナの世界において、当社がビジョンとして掲げる「人々をより幸せにする音のインターフェース」とその社会課題の解決に向けたチャレンジが、より普遍的な価値を持ち得るとともに、その実現に向けて引続き取り組んでまいりました。

このような環境の下、当事業年度においては、映画を中心としたエンターテイメント関連が堅調に推移するとともに、引続きWithコロナの環境下に対応した既存事業の梃入れを行いつつ、４つの「新技術」（①Webブラウザ対応、②用途追究「収益型ペンライト・グッズ開発」、③パッケージ化によるサービスの輸出入展開、④SDGsに関連する官公庁系助成「専用ハードウェア開発」）に取り組み、将来的な成長に向けた投資を積極的に行いました。

以上の結果、当事業年度の売上高は176,700千円（前事業年度比38.8％増）、営業損失は105,728千円（前事業年度は営業損失93,828千円）、経常損失は99,246千円（前事業年度は経常損失122,192千円）、当期純損失は105,665千円（前事業年度は当期純損失107,348千円）となりました。

なお、当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は942千円であり、その主なものはPCの購入791千円であります。

（３）資金調達の状況

該当事項はありません。

（４）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

（５）他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

（６）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

（７）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

（８）対処すべき課題
当社の更なる成長及び経営基盤の安定・強化を図っていくために、今後の事業展開において以下の事項を対処すべき課題と認識し、対応に取り組んでまいります。

① 収益基盤の強化及び当社技術の用途拡充
当社は、音の信号処理に基づくソフトウェアの研究開発を事業の中心に据え、独自のアルゴリズムの開発を行っております。エンターテイメント分野のダイバーシティ対応、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うWithコロナの環境下におけるオンライン配信ライブに対応した演出連動ペンライト・グッズの収益モデル化など徐々にニーズが顕在化し、それに対するソリューションの提供からストック売上（継続売上）を確保しつつありますが、事業計画としてはより幅広いニーズを求めて未だ提案フェーズにあります。提案フェーズでは効率的に実証（PoC、Proof of Concept）を積み上げながら、当社技術を従来のアプリケーションからWebブラウザ対応させるなど汎用性を強化し、その実証からニーズが顕在化した分野においては部分的な技術提供にとどまらず、アプリケーションやサービス全体を設計・開発・提供し定着させるというサイクルを回しております。
現状の損益状況としましては、ストック売上（継続売上）がニーズの拾い上げとソリューション開発投資をカバーするまでには至っておらず、営業損失及び当期純損失の収益構造となっております。
引続き、足下の収益基盤である映画関連を中心としたエンターテイメント分野の事業展開の拡充を図るとともに、アライアンス戦略を含め、４つの「新技術」（①Webブラウザ対応、②用途追究「収益型ペンライト・グッズ開発」、③パッケージ化によるサービスの輸出入展開、④SDGsに関連する官公庁系助成「専用ハードウェア開発」）に取り組み、収益を伸長させるべく、取り組んでまいります。
今後は、事業計画の精緻化と予実管理の徹底化を進め、より一層の収益基盤の強化及び収益規模の拡大、ひいては、単年度損益の黒字化及び累積損失の解消を図ってまいります。

② 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社の今後の更なる成長のためには、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材の定着と能力の底上げを図っていくとともに、事業計画に基づいた採用活動を通じて、当社の経営理念に合致する又は組織をより強固にする新たな人材の登用を進めてまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社は、今後もより一層の事業拡大及び成長を見込んでおり、拡大・成長に応じた内部管理体制の整備・強化が不可欠であり、経営上の重要課題であると認識しております。

このような認識の下、当社は、2020年８月19日に従前の監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役会の構成の過半数を社外取締役（監査等委員）とし、定款の定めに基づく重要な業務執行の決定（会社法において委任することができないと定められているものを除く。）の取締役への委任並びに執行役員制度及び技術専門役員制度の導入により、経営の監督と執行の分離を図り、取締役会による業務執行に対するモニタリング機能並びに監査・監督機能を強化してまいりました。

引続き、監査等委員会を中心として、内部監査機能及び会計監査人との連携並びに三様監査を通じて、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

（９）財産及び損益の状況の推移

区分	第16期 2019年12月期	第17期 2020年12月期	第18期 2021年12月期	（当事業年度） 第19期 2022年12月期
売上高（千円）	142,553	98,214	127,340	176,700
経常損失（△）（千円）	△29,539	△101,161	△122,192	△99,246
当期純損失（△）（千円）	△54,412	△101,451	△107,348	△105,665
１株当たり当期純損失（△）（円）	△22.62	△38.72	△40.93	△38.97
総資産（千円）	273,184	282,345	249,302	88,122
純資産（千円）	140,798	37,506	40,317	△65,347
１株当たり純資産額（円）	53.74	14.32	14.87	△24.10

（注）１．当社は、2021年９月30日付で普通株式１株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額を算出しております。

２．１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

（10）重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

当社は、音の信号処理に基づくソフトウェア（音響通信／「音」の同期、認証技術等）の研究開発及びこれらの成果に基づく独自の音響通信ソリューションの提供を主な事業としております。

(12) 主要な事業所（2022年12月31日現在）

本社　　東京都中央区

(13) 従業員の状況（2022年12月31日現在）

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18名	３名増	34.9歳	4.3年

（注）１．上記従業員数は就業人員数（執行役員及び技術専門役員を含む。ただし、取締役であるものを除く。）であり、臨時雇用者は含まれておりません。
２．当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(14) 主要な借入先（2022年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	42,122千円
城南信用金庫	36,430
株式会社商工組合中央金庫	24,470
株式会社三井住友銀行	16,000
株式会社みずほ銀行	10,000
株式会社きらぼし銀行	1,002

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

（１）発行可能株式総数　　10,000,000株

（２）発行済株式の総数　　2,711,800株

（３）株主数　　24名

（４）大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社多喜川カンパニー	950,000株	35.03％
瀧川　淳	499,900	18.43
株式会社リコー	200,000	7.38
山科　誠	175,000	6.45
西河　洋一	150,000	5.53
株式会社ディーネット	100,000	3.69
株式会社ユーティマネジメント	100,000	3.69
NIPPON GAO GROUP LIMITED	100,000	3.69
ウエストリバー株式会社	83,300	3.07
株式会社博報堂DYホールディングス	65,000	2.40
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	65,000	2.40

（注）自己株式は保有しておりません。

（５）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

（１）当社役員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

		第２回新株予約権		第４回新株予約権	
発行決議日		2016年３月30日		2021年４月14日	
新株予約権の数		50個　（注）１		23個　（注）２	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　250,000株 （新株予約権１個につき5,000株）		普通株式　115,000株 （新株予約権１個につき5,000株）	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない		新株予約権と引換えに払込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり2,000,000円 （１株当たり400円）		新株予約権１個当たり2,500,000円 （１株当たり500円）	
新株予約権の行使期間		2018年３月31日から 2026年３月30日まで		2023年４月15日から 2031年３月23日まで	
新株予約権の行使の条件		（注）３		（注）３	
役員の保有状況	取締役（監査等委員である取締役を除く。）	新株予約権の数	30個	新株予約権の数	－
		目的となる株式の数	150,000株	目的となる株式の数	－
		保有者数	１名	保有者数	－
	監査等委員である取締役	新株予約権の数	－	新株予約権の数	５個
		目的となる株式の数	－	目的となる株式の数	25,000株
		保有者数	－	保有者数	３名

（注）１．当該新株予約権の数のうち、当社役員に対する付与数は、30個であります。（当事業年度における当社役員による行使はありません。）

２．当該新株予約権の数のうち、当社役員に対する付与数は、５個であります。（当事業年度における当社役員による行使はありません。）

３．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない。ただし、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。

③ 新株予約権の一部を行使することはできない。

④ その他の条件については、当社と付与対象者との間において締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（２）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（３）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

（１）取締役の氏名等（2022年12月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	瀧　川　　淳	CEO（Chief Executive Officer）、経営及び事業全般の統括 日本原価計算研究学会　常任理事 一般社団法人日本開発工学会　理事 一般社団法人デジタルリスク協会　理事 特定非営利活動法人メディア・アクセス・サポートセンター　理事
取　締　役	鈴木　久晴	執行役員COO（Chief Operating Officer）、事業本部　本部長、営業部　部長 東京藝術大学　非常勤講師 音響芸術専門学校　非常勤講師 建築学会音響数値解析小委員会　委員
取　締　役 （監査等委員）	林　　功　司	公認会計士・税理士 林公認会計士事務所　代表 合同会社クロスアカウンティング　代表社員
取　締　役 （監査等委員）	眞家　茂樹	弁護士 名古屋ユナイテッド・パートナーズ法律事務所　パートナー
取　締　役 （監査等委員）	伊東　政紀	株式会社キュードーガ　代表取締役社長

（注）１．取締役（監査等委員）林功司、眞家茂樹及び伊東政紀は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）眞家茂樹の戸籍上の氏名は、橋本茂樹であります。
３．取締役（監査等委員）林功司は、公認会計士及び税理士であり、監査法人での監査経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．取締役（監査等委員）眞家茂樹は、弁護士であり、企業法務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．当社は、監査等委員会を主体として内部統制システムを活用した組織的監査を実施しており、監査等委員会の職務を補助する担当者を配置するとともに、監査等委員が取締役会及び執行役員会等の重要な会議への出席を通じて情報の収集を行うほか、内部監査担当部門等との緊密な連携を図ることにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員は選定しておりません。
６．当社は、監査等委員会設置会社としての体制の下、定款の定めに基づく重要な業務執行の決定（会社法において委任することができないと定められているものを除く。）の取締役への委任により、経営の監督と執行の分離を図るとともに、執行機能を強化するため執行役員制度及び技術専門役員制度を導入しており、2022年12月31日現在の取締役を兼務しない執行役員及び技術専門役員は、以下のとおりであります。

役　名	氏　名	職　名
執　行　役　員	徳　永　和　則	CTO（Chief Technology Officer）、研究開発部長
執　行　役　員	渡　辺　真　次　郎	CFO（Chief Financial Officer）、社長室長
技術専門役員	長　友　康　彦	CRO（Chief Research Officer）、研究開発部フェロー

（２）責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。以下、同じ。）との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、当該定款に基づき、監査等委員である取締役全員との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役がその職務を行うにつき善

意で重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

（３）取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年２月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

（基本方針）

当社の取締役の報酬等は、企業価値の向上を促すとともに、各取締役の職責や貢献に見合った適正な水準とすることを基本方針とし、その構成は、当社の成長フェーズ、現状における業績及び財政状態等に鑑み、月例の確定額かつ金銭による固定報酬及び非金銭報酬であるストックオプション報酬とする。

（固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針等）

固定報酬の額は、月例の確定額かつ金銭による固定報酬とし、株主総会で決議された総枠の範囲内で、各取締役の役位、職責、当社の業績、一般的な報酬水準及び従業員給与等を考慮のうえ、総合的に勘案して決定する。

（非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針等）

非金銭報酬であるストックオプション報酬は、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、当社の成長フェーズ、当社の業績、財務状態及び資本政策等を総合的に勘案して、適切な時期に取締役に対して当社の新株予約権を付与する。付与する新株予約権は、権利行使価額を新株予約権の割当てに係る契約の締結時における当社の株式１株当たりの価額に相当する金額以上とし、行使期間を付与決議の日後２年を経過した日から付与決議の日後10年を経過するまでの期間とする、租税特別措置法第29条の２の要件に該当する新株予約権（いわゆる税制適格ストックオプション）とし、各取締役への新株予約権の付与個数は、各取締役の役位、職責、当社の業績、一般的な報酬水準及び従業員給与等を考慮のうえ、総合的に勘案し、株主総会で決議された範囲内において発行及び割当の都度、取締役会の決議により決定する。

（報酬等の種類ごとの個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針）

固定報酬（金銭報酬）の額と非金銭報酬の額の割合については、当社の成長フェーズ、当社の業績、財政状態及び資本政策等を総合的に勘案して、取締役に対して適切なインセンティブを付与することができる比率に設定する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の固定報酬（金銭報酬）

の限度額については、2020年８月19日開催の臨時株主総会において、総額として年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は除く。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は２名であります。

監査等委員である取締役の固定報酬（金銭報酬）の限度額については、2020年８月19日開催の臨時株主総会において、総額として年額10,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の固定報酬（金銭報酬）の決定については、原則として毎年、定時株主総会の直後に開催される取締役会において、取締役会の構成の過半数を占める監査等委員である取締役全員の出席の下で審議のうえ、取締役会の決議により代表取締役社長CEOである瀧川淳に委任しております。これは、当社の業績や成長フェーズ、事業計画等を踏まえつつ、各取締役の職責や実績等を総合的に勘案して評価を行う者として、当社の創業者かつ代表取締役社長CEOである瀧川淳が最も適任であるからであります。

なお、監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	27,000 （－）	27,000 （－）	－ （－）	－ （－）	2 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3,600 (3,600)	3,600 (3,600)	－ （－）	－ （－）	3 （3）
合計 （うち社外取締役）	30,600 (3,600)	30,600 (3,600)	－ （－）	－ （－）	5 （3）

（注）１．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、取締役を兼務しない執行役員（委任型）の報酬等は含まれておりません。

２．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額については、2020年８月19日開催の臨時株主総会において、総額として年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、２名であります。

３．監査等委員である取締役の報酬限度額については、2020年８月19日開催の臨時株主総会において、総額として年額10,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、３名であります。

⑤ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等については、前記③のとおり、取締役会の構成の過半数を占める監査等委員である取締役全員の出席の下で審議のうえ、取締役会の決議による委任に基づき、代表

取締役社長CEOである瀧川淳が決定したものでありますが、取締役会としましては、過年度の報酬水準等並びに当社の業績及び各取締役の業績等に対する貢献度に鑑み、前記①の決定方針に沿うものであると判断しております。

（４）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　名	重要な兼職の状況	当社との関係
取　締　役 （監査等委員）	林　　功　司	林公認会計士事務所　代表 合同会社クロスアカウンティング　代表社員	特別の関係はありません。
取　締　役 （監査等委員）	眞家　茂樹	名古屋ユナイテッド・パートナーズ法律事務所 パートナー	特別の関係はありません。
取　締　役 （監査等委員）	伊東　政紀	株式会社キュードーガ　代表取締役社長	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取　締　役 （監査等委員）	林　　功　司	当事業年度において開催された取締役会16回のうち16回（出席率100％）及び監査等委員会14回のうち14回（出席率100％）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に公認会計士・税理士としての業務における豊富な知見・経験に基づく専門的見地からの適宜の発言を行うほか、監査等委員長として週次開催の執行役員会への陪席並びに内部監査責任者及び会計監査人との連携を通じて、取締役会が担う監督機能の実効性の担保に必要な役割を果たしております。
取　締　役 （監査等委員）	眞家　茂樹	当事業年度において開催された取締役会16回のうち16回（出席率100％）及び監査等委員会14回のうち14回（出席率100％）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に弁護士としての業務における豊富な知見・経験に基づく専門的見地からの適宜の発言を通じて、取締役会が担う監督機能の実効性の担保に必要な役割を果たしております。
取　締　役 （監査等委員）	伊東　政紀	当事業年度において開催された取締役会16回のうち16回（出席率100％）及び監査等委員会14回のうち14回（出席率100％）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主にIT分野における経営者としての豊富な知見・経験に基づく専門的見地からの適宜の発言を通じて、取締役会が担う監督機能の実効性の担保に必要な役割を果たしております。

５．会計監査人の状況

（１）名称　　東光監査法人

（２）報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（３）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性、専門性、職務執行体制等を総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるなど、会計監査人の変更の必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

（５）責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である東光監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

６．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

（１）業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、監査等委員会設置会社としての体制の下、2020年10月14日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則の定めに基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」（以下、「内部統制システム」という。）に係る基本方針を決議しております。

内部統制システムの基本方針の内容は、以下のとおりであります。

① 取締役、執行役員・技術専門役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役、執行役員・技術専門役員及びその他使用人は、法令遵守の意識の下、法令及び定款その他社内諸規程等に則った職務執行を行う。
・業務分掌及び職務権限を定めて権限と責任を明確化するとともに、各種の社内規程等及び決裁制度を整備し、各部門における業務執行の体制を構築するとともに、これらの遵守を徹底する。
・取締役会は、職務執行の適法性及び妥当性を担保するべく、経営の基本方針を決定した上で、取締役の職務執行並びに執行役員・技術専門役員及びその他使用人の業務執行の監督を行う。
・監査等委員及び監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行及び執行役員・技術専門役員の業務執行を監査する。
・内部監査担当部門を設け、業務の適正性に関する内部監査を行う。
・社内外の窓口につながるホットラインを設け、相談や通報の仕組み（以下、「内部通報制度」という。）を構築し、社内において周知する。
・法令違反行為が発見された場合には、取締役会及び執行役員会において迅速に情報・状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。
・社会の秩序や安全に脅威を及ぼす反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で臨み、一切の関係を排除する。

② 取締役及び執行役員・技術専門役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、取締役会及び執行役員会等の重要な会議の議事録その他取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）等について、法令及び文書管理規程等の定めるところに従って適切に保存・管理するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
・特定個人情報等取扱規程その他の規程等を定め、情報資産の保護・管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・取締役及び執行役員・技術専門役員は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、適切なリスク管理体制を構築し、運用する。

・当社の事業活動に関連して生じうる損失の危険については、一元的に執行役員会における議題として集約し、リスクの把握・特定・分析評価・対応措置等の一連のリスク管理活動について機動的かつ多面的に審議することにより、リスク管理の実効性を確保するとともに、執行役員会において定期的にリスク管理体制の見直しを図る。また、重大な事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として危機管理に当たる体制とする。

・内部監査担当部門は、内部監査を通じて各部門のリスク管理状況を把握し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

④ 取締役及び執行役員・技術専門役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会設置会社である当社においては、法令及び定款その他社内諸規程等により取締役会の専決事項と定められている事項以外の業務執行の決定を代表取締役社長その他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することにより経営の監督機能と執行機能を分離する。

・執行機能の強化を図るため、執行役員制度及び技術専門役員制度を導入する。各執行役員及び技術専門役員は、取締役会において選任され、取締役会で決定した方針及び執行役員会での決定事項並びに代表取締役社長の指示の下、取締役会の決議及び社内諸規程等により定められた権限に基づき、担当業務の意思決定を行い、業務を執行する。

・業務執行に関する意思決定を機動的に行うため、重要な業務執行の決定については審議・決議機関である執行役員会の決議、その他の事項については稟議手続を経た上で業務を執行する。

・取締役会は、月に１回定期的に、又は必要に応じて随時開催し、年度予算及び中期経営計画等を含めた経営の基本方針を決定し、月次での進捗管理を通じて取締役の職務執行及び執行役員・技術専門役員の業務執行を監督する。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人に関する指示の実効性確保に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

・監査等委員会の職務については、内部監査担当部門がこれを補助する。

・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、適切な人員配置を行う。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

・補助使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、専ら監査等委員会の指揮命令下で業務を行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人からの指揮命令は受けない。

・補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員会の事前の同意を要するものとする。

⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・監査等委員は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び執行役員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書類等の重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人に対して説明又は報告を求めることができる。
・取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人は、法令及び定款に定められた事項のほか、当社の業務又は業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議で決議された事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況等を監査等委員会に報告する体制を整備するとともに、監査等委員会が適時適切に情報収集を行えるように協力する。
・取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、発見次第、直ちに監査等委員会に報告する。
・取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人に対して、監査等委員会に報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わない。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員がその職務の執行について、当社に対して会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済等を請求したときは、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。
・監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、意見交換を行うとともに、直接的に業務執行の状況を把握する。
・監査等委員は、執行役員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。
・監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人に対して、業務の執行状況の説明又は報告を求めるほか、必要に応じて業務及び財産の状況を調査することができる。
・監査等委員会は、組織的かつ実効的な監査を実施すべく、内部監査担当部門と随時かつ定期的に情報共有及び意見交換を行い、緊密な連携を図る。内部監査の年間計画については監査等委員会による事前の同意を要し、監査等委員会は、内部監査担当部門から定期的に内部監査の実施状況及びその結果について報告を受けるとともに、必要に応じて、内部監査担当部門に対して、内部監査

計画の変更、追加の監査又は必要な調査等の実施を勧告又は指示することができる。

・監査等委員会は、内部監査担当部門との連携に関して、監査等委員会による監査の実効性を阻害する事情が認められる場合、代表取締役社長又は取締役会に対してその是正を求めることができるとともに、内部監査担当部門に対する指示に関して、代表取締役社長と監査等委員会との間に齟齬が生じた場合、内部監査担当部門は監査等委員会の指示に従わなければならない。

・監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換を行うとともに、会計監査及び内部統制監査の状況を把握する。

・監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家を利用することができる。その場合、当該利用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が当該費用を負担する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は、金融商品取引法その他の法令に基づき、当社の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価の基準を定め、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行うとともに、その有効性を評価する。

・内部監査担当部門は、内部監査を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（不備及び不備の改善状況を含む。）を把握・評価し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

・監査等委員会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除規程等の関係規程等を整備するなどして反社会的勢力排除のための体制を構築し、外部機関とも密接に連携しつつ、全役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度においては、内部統制システムの基本方針に掲げた体制を整備するとともに、本基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

・取締役会は16回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない監査等委員である取締役３名（全員社外）が開催された取締役会に出席し、適宜意見を述べました。

・監査等委員会設置会社としての体制の下、執行役員制度を導入するとともに、代表取締役社長と執行役員により構成させる執行役員会を週次で開催しております。執行役員会においては、定款の定めに基づき取締役会から代表取締役社長に

委任されている重要な業務執行の決定（会社法において委任することができないと定められているものを除く。）その他経営上の重要事項に関する審議を行うとともに、当社及び当社の事業を取り巻くリスク情報を集約のうえ、リスクマネジメントを行っております。なお、執行役員会には、監査等委員長が毎回陪席しております。

・監査等委員会を14回開催しております。監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、監査等委員長が執行役員会に出席するほか、内部監査担当部門との緊密な連携を図ることにより、執行役員会における審議状況及び意思決定過程並びに業務執行取締役及び執行役員の業務執行状況を監査・監督しております。また、監査等委員会は、会計監査人との間で会計監査前に監査方針・監査計画等について意見交換を行うほか、必要に応じて監査計画の進捗状況、監査実施状況等についても情報交換を行い、相互に連携を図ってまいりました。

・内部監査担当部門は、監査等委員会の同意を得た内部監査計画に基づき、業務執行における法令及び定款並びに社内諸規程等の遵守状況について、内部監査を実施しております。

・問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報規程の制定により内部通報制度を整備し、社内及び社外に通報窓口を設置しております。

（３）剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社では、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けておりますが、現状は事業拡大期にあり、引続き、将来に向けた成長投資を優先しつつ、収益の向上による内部留保の充実及び財務基盤の強化を図ることが最重要であるとともに、更なる事業拡大を図ることが株主の皆さまに対する最大の利益還元につながると考えております。

当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。当事業年度につきましては、会社法の規定上、配当可能な財政状態にないため、無配といたしました。今後の利益還元につきましては、経営成績及び財政状態並びにキャッシュ・フローの状況を総合的に勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

貸　借　対　照　表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科　　目	金　額	科　　目	金　額
(資　産　の　部)		(負　債　の　部)	
流　動　資　産	**66,625**	**流　動　負　債**	**61,387**
現　金　及　び　預　金	36,689	買　掛　金	1,067
売　掛　金	21,928	短　期　借　入　金	10,000
仕　掛　品	1,728	１年内返済予定の長期借入金	30,002
前　払　費　用	6,273	未　払　金	11,986
そ　の　他	5	未　払　法　人　税　等	1,700
固　定　資　産	**21,496**	未　払　消　費　税　等	3,192
投資その他の資産	21,496	前　受　金	102
長　期　預　金	20,000	契　約　負　債	14
そ　の　他	1,496	預　り　金	3,322
		固　定　負　債	**92,082**
		長　期　借　入　金	90,022
		長　期　預　り　保　証　金	2,060
		負　債　合　計	**153,469**
		(純　資　産　の　部)	
		株　主　資　本	**△65,347**
		資　本　金	**298,580**
		資　本　剰　余　金	**238,580**
		資　本　準　備　金	238,580
		利　益　剰　余　金	**△602,507**
		その他利益剰余金	△602,507
		繰越利益剰余金	△602,507
		純　資　産　合　計	**△65,347**
資　産　合　計	**88,122**	**負債及び純資産合計**	**88,122**

損　益　計　算　書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		176,700
売上原価		55,858
売上総利益		120,841
販売費及び一般管理費		226,569
営業損失（△）		△105,728
営業外収益		
助成金収入	735	
補助金収入	5,878	
その他	1,286	7,900
営業外費用		
支払利息	1,160	
支払保証料	258	1,418
経常損失（△）		△99,246
特別損失		
減損損失	6,129	6,129
税引前当期純損失（△）		△105,375
法人税、住民税及び事業税		290
当期純損失（△）		△105,665

株主資本等変動計算書

（ 2022年１月１日から
2022年12月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当事業年度期首残高	298,580	238,580	238,580	△496,842	△496,842	40,317	40,317
事業年度中の変動額							
当期純損失（△）				△105,665	△105,665	△105,665	△105,665
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△105,665	△105,665	△105,665	△105,665
当事業年度末残高	298,580	238,580	238,580	△602,507	△602,507	△65,347	△65,347

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

当社は継続的な営業損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

また、当事業年度において、営業損失105,728千円、経常損失99,246千円及び当期純損失105,665千円を計上した結果、当事業年度末の純資産は△65,347千円の債務超過となりました。

以上より、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社では、これらの状況を解消するため、次の対応策を実施してまいります。

１．収益力の向上

研究開発・営業活動の体制強化を行い、堅調に推移している映画・舞台等のエンターテイメント関連を事業の基盤としつつ、2021年12月期より注力している４つの「新技術」（①Webブラウザ対応、②用途追究「収益型ペンライト・グッズ開発」、③パッケージ化によるサービスの輸出入展開、④SDGsに関連する官公庁系助成「専用ハードウェア開発」）に取り組み、収益基盤の拡充を図ります。

２．資金調達

2023年１月27日開催の取締役会において、株式会社インプリートを割当先とする第三者割当による新株式発行（以下、「本第三者割当増資」という。）が承認され、これにより76,440千円を調達いたしました。本第三者割当増資に関する詳細につきましては、「重要な後発事象に関する注記」に記載しております。

引続き、第三者割当増資等による追加の資金調達を行う予定であります。今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

今後も上記施策の実施により収益基盤及び財務体質の強化を図ってまいりますが、これらの対応策の一部は実施途上であり、関係当事者との最終的な合意が得られていないものもあるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法並びに2016年以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	４～５年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社使用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

３．収益及び費用の計上基準

当社は、音の信号処理に基づくソフトウェア（音響通信／「音」の同期、認証技術等）の研究開発及びこれらの成果に基づく独自の音響通信ソリューションの提供を主な事業としております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

（１）ライセンス供与による収益

当社は、顧客との契約に基づき、当社が開発した技術に関するライセンスを供与しております。当該ライセンスの性質が使用権である場合には、ライセンスを供与した時点で収益を認識し、アクセス権である場合には、一定期間にわたり収益を認識しております。また、ライセンスの供与に対して受け取る対価が売上高又は使用量に基づくロイヤルティに係る収入は、顧客の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

（２）役務の提供から生じる収益

当社は、顧客との契約に基づき、スマートフォン・アプリケーションのカスタマイズ等の役務の提供を行っております。当該役務の提供が完了することにより主な履行義務が充足されると判断しており、役務の提供の完了時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととといたしました。

表示方法の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等の改正に基づき、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」の一部は、当事業年度より「流動負債」の「契約負債」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産

長期預金	20,000千円
計	20,000千円

上記に対応する債務は、次のとおりであります。

短期借入金	10,000千円
１年内返済予定の長期借入金	925 〃
計	10,925千円

２．当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

	当事業年度 （2022年12月31日）
当座貸越極度額	10,000千円
借入実行残高	10,000 〃
差引額	－千円

株主資本等変動計算書に関する注記

１．当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　2,711,800株

２．当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

３．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

４．当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式　　280,000株

（注）　権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

税効果会計関係に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
未払事業税	431
減価償却超過額	1,916
税務上の繰越欠損金	177,895
繰延税金資産小計	180,243
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△177,895
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,347
評価性引当額小計	△180,243
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	－
繰延税金資産の純額	－

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については増資及び銀行等の金融機関からの借入により資金を調達しております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。長期預金は、信用度の高い金融機関に対する預金に限っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが１年以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金は、運転資金又は設備投資等に係る資金調達であります。長期預り保証金は取引先が当社に対して負担する債務の弁済の担保とするため預託されております。営業債務、借入金及び長期預り保証金は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、与信管理規程に従って、取引先別に与信限度額を定めるとともに、回収期日及び残高を管理するとともに、入金状況を事業部門と随時共有しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減、早期対応を図っております。

② 営業債務、借入金及び長期預り保証金に係る流動性リスクの管理

適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（１）長期預金	20,000	19,999	0
資産計	20,000	19,999	0
（１）長期借入金 （１年内返済予定を含む）	120,024	114,608	△5,415
（２）長期預り保証金	2,060	1,968	△91
負債計	122,084	116,577	△5,506

（注）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「短期借入金」については、現金であること、もしくは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期預金	－	19,999	－	19,999
資産計	－	19,999	－	19,999
長期借入金（１年内返済予定を含む）	－	114,608	－	114,608
長期預り保証金	－	1,968	－	1,968
負債計	－	116,577	－	116,577

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 長期預金

長期性定期預金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いて算出する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

② 長期借入金（１年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

③ 長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、合理的に見積もった返還予定時期に基づきリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

１．役員及び個人主要株主等

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
役員	瀧川　淳	被所有 直接18.4% 間接35.0%	当社代表取締役	当社の銀行借入に対する債務被保証	31,347	－	－

（注）金融機関からの借入に対して債務保証を受けており、取引金額には当事業年度末日における保証残高を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　　△24円10銭

２．１株当たり当期純損失（△）　　△38円97銭

収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

（単位：千円）

	ライセンス供与による収益	役務の提供から生じる収益	合計
一時点で移転される財	78,615	67,271	145,886
一定の期間にわたり移転される財	6,720	24,093	30,813
外部顧客への売上高	85,335	91,364	176,700

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表　重要な会計方針に係る事項に関する注記　３．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

（１）契約負債の残高等

（単位：千円）

	当事業年度
契約負債（期首残高）	14
契約負債（期末残高）	14

契約負債はライセンス供与により顧客から受け取った前受金により生じたものであります。契約負債は収益の認識に伴って取り崩されます。

当事業年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は14千円であります。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれない重要な金額はありません。

その他の注記

１．資産除去債務

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

２．新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、会計上の見積りを行う上での参考となる前例がなく、その収束時期等についても統一的な見解がないため、今後の当社の事業活動及び業績への影響を予測することは極めて困難ではありますが、一定の仮定に基づいて固定資産の減損の判定等の会計上の見積りを実施し、会計処理に反映しております。一定の仮定としては、翌事業年度においても引続き新型コロナウイルス感染症が経済・社会活動に及ぼす影響は継続し、先行きは依然として不透明な状況にあるものの、当事業年度における影響度合い及びWithコロナの環境下における取組みや実績を踏まえ、今後の当社の事業活動及び業績への影響度合いについては同水準で推移しつつ、一定期間後に徐々に収束に向かっていくものとして、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等について会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済・社会活動への影響については不確定要素が多く、上記の仮定に変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

重要な後発事象に関する注記

（第三者割当による新株式の発行）

当社は、2023年１月27日開催の取締役会において、株式会社インプリートに対して第三者割当による新株式の発行を行うことについて決議し、2023年２月13日に払込みが完了いたしました。

１．概要

（１）発行株式の種類・数：普通株式 140,000株

（２）払込金額：１株につき 546円

（３）払込価額の総額：76,440千円

（４）増加する資本金及び資本準備金の額：

資本金　１株につき273円（総額38,220千円）

資本準備金　１株につき273円（総額38,220千円）

（５）払込日：2023年２月13日

（６）募集の方法：第三者割当による新株発行

（７）割当先及び割当株式数：株式会社インプリート　140,000株

２．調達する資金の額及び使途

（１）調達する資金の額

①　払込金額の総額：76,440千円

②　発行諸費用の概算額：2,000千円

（注）１．発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

２．発行諸費用の概算額の内訳は、本第三者割当増資に係るアドバイザリー費用、弁護士費用等であります。

（２）調達する資金の使途

調達する資金の具体的な使途としては、引続き、優秀な人材を確保するための採用、当社及び当社サービス等の認知度向上のためのプロモーション、「HELLO! MOVIE」方式の国際展開及びそれに対応したセキュリティ強化、一般市場への上場に向けた準備費用その他運転資金に充当する予定であります。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2023年２月25日

エヴィクサー株式会社
　取締役会　御中

東 光 監 査 法 人
東京都新宿区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　　明　充 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　照　井　　慎　平 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、エヴィクサー株式会社の2022年１月１日から2022年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性
　継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しており、また、当事業年度末において債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項
　重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年１月27日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を行うことについて決議をし、2023年２月13日に払込みが完了している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年１月１日から2022年12月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制に関わる部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年２月27日

エヴィクサー株式会社　監査等委員会

監　査　等　委　員　　林　　功　　司　㊞

監　査　等　委　員　　眞　家　　茂　樹　㊞

監　査　等　委　員　　伊　東　　政　紀　㊞

（注）　監査等委員林功司、眞家茂樹及び伊東政紀は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（２名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役２名の選任につき、ご承認をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 （再任）	瀧川（たきがわ）　淳（あつし） （1979年11月12日生）	2003年７月 Wisehyun Co., Ltd.（韓国）理事（日本事務所長） 2004年３月 当社設立　代表取締役社長 2020年８月 当社代表取締役社長CEO（現任） （重要な兼職の状況） 日本原価計算研究学会　常任理事 一般社団法人日本開発工学会　理事 一般社団法人デジタルリスク協会　理事 特定非営利活動法人メディア・アクセス・サポートセンター　理事	499,900株
2 （再任）	鈴木（すずき）　久晴（ひさはる） （1979年５月17日生）	2007年４月 九州大学大学院芸術工学研究科COE　学術研究員 2008年４月 当社入社　研究開発事業部　事業部長 2013年６月 当社取締役（現任） 2020年７月 当社事業本部　本部長（現任） 2020年８月 当社執行役員COO兼CTO 2022年９月 当社執行役員COO（現任） （重要な兼職の状況） 東京藝術大学　非常勤講師 音響芸術専門学校　非常勤講師 建築学会音響数値解析小委員会　委員	－株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社の監査等委員会は、本議案における全ての取締役候補者は妥当であると判断しております。

３．取締役候補者とした理由

①　瀧川淳氏は、当社の創業者であり、当社設立以来一貫して当社代表として当社の経営及び事業を牽引してまいりました。今後の当社の更なる成長と企業価値の向上のためには、引続き同氏が当社の経営及び事業を牽引することが必要不可欠であると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

②　鈴木久晴氏は、当社入社以来、長年にわたり当社技術の研究開発を牽引するとともに、当社技術の事業化を推進してまいりました。今後の当社の更なる成長と企業価値の向上のためには、引続き同氏が当社技術の事業化の先頭に立つことが必要不可欠であると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

第２号議案　　ストックオプションとしての新株予約権の発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記のとおり、当社の執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとしての新株予約権を発行すること並びに募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

具体的な内容は、下記のとおりであります。

記

１．　特に有利な条件をもって新株予約権を引受ける者の募集を必要とすることの理由

当社執行役員及び従業員に対して、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

２．　本議案の承認決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

別紙「エヴィクサー株式会社第６回新株予約権の内容」に記載のとおり。

３．　本議案の承認決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

35,000個を上限とする。

４．　本議案の承認決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権についての金銭の払込み

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

５．　新株予約権の行使条件

本議案に基づき付与される新株予約権は、別紙「エヴィクサー株式会社第６回新株予約権の内容」に記載された行使条件を充足した場合に行使が可能となるほか、新株予約権を付与された者が、以下のいずれかに該当した場合には、行使することができない。

（１）法令又は当社の社内規程等の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

（２）禁錮以上の刑に処せられた場合

（３）当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

（４）当社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合、又は当社若しくは当社グループの事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合

（５）当社に多大な損害を被らせた場合

６．　新株予約権に関するその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館９階 第８会議室



会場最寄駅

東京メトロ 東西線･日比谷線 茅場町駅 ８番出口直結
東京メトロ 銀座線･東西線、都営浅草線 日本橋駅 Ｄ２出口 徒歩５分
JR東京駅 八重洲北口 徒歩10分

駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

【別紙】

エヴィクサー株式会社第６回新株予約権の内容

（１） 発行する新株予約権の総数

35,000 個（新株予約権１個当たりの目的である株式の数は当社普通株式１株。但し、下記に定める新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

なお、上記個数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

（２） 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 35,000 株

但し、当社が新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は 次の算式により調整され、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

さらに、上記のほか、（４）に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

（３） 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

【別紙】

（４） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの財産の価額（以下、「行使価額」という。）に、新株予約権１個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。

行使価額は、金 546 円とする。

なお、割当日後に、当社が普通株式にかかる株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後に、当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は普通株式にかかる自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。） を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記において使用する「時価」は、次に定める価額とする。

a. 当社の株式公開（下記 b. に定める場合をいう。）の日の前日以前の場合
調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額

b. 当社普通株式が、いずれかの金融商品取引所（日本国外における同種の組織を含む。以下、同じ。）に上場された場合（以下、「株式公開」という。）
調整後行使価額が適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（但し、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下、同じ。） の平均値（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。外貨の場合は、当社が指定する当時の換算レートに従い、算出する。）

上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数か

ら当社が保有する普通株式にかかる自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、普通株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

（５） 新株予約権を行使することができる期間

付与決議の日後２年を経過した日から付与決議の日後 10 年を経過する日まで

（６） 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない。但し、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。

③ 新株予約権の一部を行使することはできない。

（７） 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

③ 当社は、当社株主総会又は取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、当社取締役会が別途定める日において、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

【別紙】

（８） 資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から同①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（９） 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（10） 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（２）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

【別紙】

（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑦　再編対象会社による新株予約権の取得
（７）に準じて決定する。

⑧　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（８）に準じて決定する。

(11)　新株予約権の行使により発生する端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12)　新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以 上